

# 休業要請に伴う利用自粛のお願い

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき兵庫県内全域の商業施設等が休業を要請されたことを受け、感染拡大をより一層防止する観点から、保育施設における取扱いを以下のとおりとします。

## 利用自粛をお願いします

以下に当てはまり、自宅でお子様の保育が可能な方は保育施設の利用の自粛をお願いします。

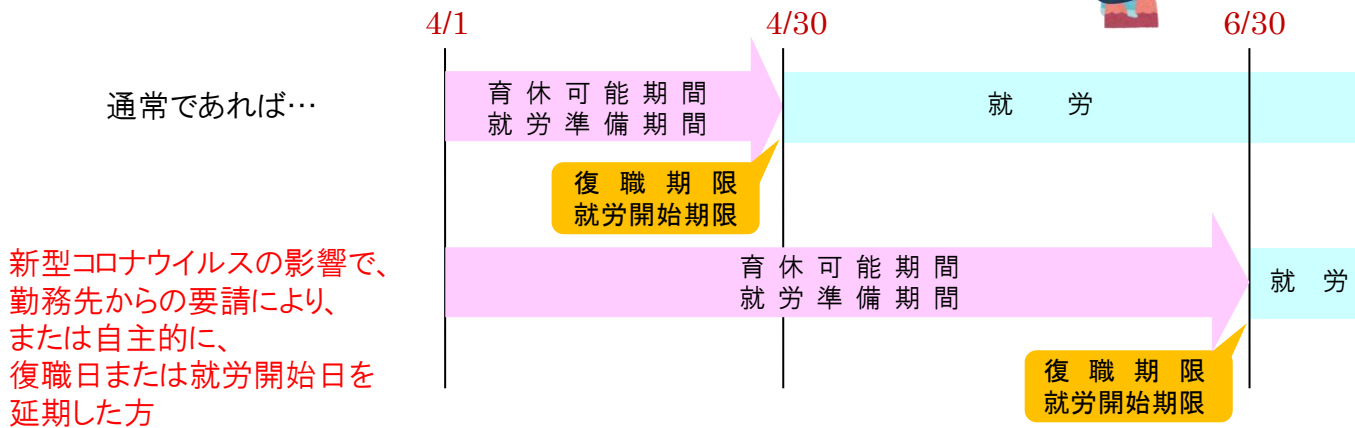
- 育児休業中の方
- 求職活動中の方
- 就労内定中の方
- 妊娠中の方
- 勤務先が休業になった方
- 在宅勤務になった方
- 自宅待機になった方
- 特に、休業要請の対象施設に勤務する方  
(商業施設、遊興施設、運動施設、学校など)



※医療従事者や社会の機能を維持するために就労を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方などのお子様には、引き続き保育を提供します。

## 運用ルールを一時的に変更します

- 育児休業中で、4月中に復職をお願いしている方
- 就労内定中で、4月中に就労をお願いしている方



- 1か月間1日も登園しない方

通常であれば…

児童の入院等のやむを得ない場合を除き、保育の必要性なしとして退所になります。

新型コロナウイルスの影響で自宅保育を行い、1日も登園しなかった方

退所にはなりません。

4月						
日	月	火	水	木	金	土
			休	休	休	
休	休	休	休	休	休	
休	休	休	休	休	休	
休	休	祝	休			

## 保育料を日割りします

新型コロナウイルス感染症対策に伴う自宅保育の要請を行った令和2年3月分、4月分の保育料を登園日に応じて日割り計算します。

※給食費は施設によって対応が異なりますので施設にお問い合わせください。

お問い合わせ

- 自宅保育について  
こども育成室運営担当 (電話: 078-918-5149)
- 運用ルールや保育料について  
こども育成室利用担当 (電話: 078-918-5093)